

あなたの暮らしに安心を… 充実の補償でしっかりサポート!

建物 共済



NOSAI
マスコットキャラクター



安心のネットワーク

NOSAI とやま

事故が発生した場合には、すみやかに **NOSAI** へご連絡ください。

火災に備えて

火災共済

支払対象となる災害



火災



落雷



破裂・爆発



外部からの物体の落下・衝突等(自然災害を除く)
建物内部での車両または積載物の衝突・接触



給排水設備の事故等による水ぬれ
(自然災害を除く)



盗難によるき損、汚損
(盗難品は除く)



騒乱・集団行動に伴う破壊



消火活動による損害

建物と家具類を合わせて

1棟当たり
加入限度額

6,000万円

一年間の共済掛金(一般造)

木造住宅 100万円あたり

690円

※詳しい掛金表は最終ページをご覧ください。

掛金をいただいた日の午後4時から1年間補償いたします

落雷事故が多発しています

家具類にも加入しましょう!!



建物として扱うもの

ボイラー、エアコン、
インターホン、分電盤、
配電盤、アンテナ など

家具類として扱うもの

電話、テレビ、ビデオ、
パソコン、洗濯機、
冷蔵庫 など

家具類、農機具にもぜひ、ご加入下さい

家具類は

2,500万円まで



住宅

セット加入

家具類



※新価特約で再取得価額まで補償します。

共済金のお支払い

★加入金額(ご契約金額)が再取得価額の80%以上である場合

損害共済金(お支払共済金) = 損害額

★加入金額(ご契約金額)が再取得価額の80%未満である場合

損害共済金(お支払共済金) = 損害額 ×

加入金額(ご契約金額)
再取得価額 × 80%

★再取得価額とは…

共済目的と同じ程度のものを、新しく
建築または取得するために必要な価
額をいいます。

※お支払い共済金は、加入金額を限度にお支払いします。

火災共済に
自然災害を加えた

総合共済

支払対象となる災害

火災共済で対象となる事故

- 1万円を超える損害から補償します。
- 住宅の欠陥及び老朽化による損害（雨漏り等）は自然災害の対象とはなりません。

プラス

自然災害



建物と家具類を合わせて

1棟当たり
加入限度額

4,000万円

一年間の共済掛金(一般造)

木造住宅 100万円あたり

2,350円

※詳しい掛金表は最終ページをご覧ください。

(家具類、農機具単独の加入はできません)

農機具は

1,500万円まで

- 農機具は加入棟に収納中の事故が対象です。



稼働中の事故が対象となる

農機具共済にも
ご加入を!!

共済金のお支払い

★地震・噴火・津波による損害の場合

損害共済金(お支払共済金)

=

加入金額(ご契約金額) × 損害割合 × 支払限度額割合(50%)

①建物が補償の対象となるのは、建物再取得価額の5%以上の損害を受けた場合に限り、②家具類が補償の対象となるのは、家具類再取得価額の70%以上の損害を受けた場合に限り、③損害共済金は、加入金額の50%が限度となります。(地震・噴火・津波が原因で火災が発生した場合も同様です)

★地震・噴火・津波以外の自然災害による損害の場合

損害共済金(お支払共済金)

=

(損害額 - 10,000円) × 加入金額(ご契約金額) / 再取得価額

①建物及び家具類が補償の対象となるのは、1万円を超える損害を受けた場合に限り、②損害割合が80%未満の場合は、損害の額より再取得価額の5%に相当する額もしくは1万円のいずれか低い額を差し引いて、損害共済金を算出します。③残存物取付け費用共済金は、費用が発生する場合に、その費用の範囲内で支払います。④臨時費用共済金は、損害共済金の10~30%に相当する額(上限250万円)を支払います。

建物共済の補償の

自然災害の補償を充実（総合共済）

●地震等補償割合が50%に拡大

総合共済では、地震、噴火及び津波による被害への補償割合がこれまでの30%→50%になりました。

地震



噴火



津波



共済金支払例 加入金額2,000万円（評価額2,000万円）の建物が地震で全壊した場合

損害額×50%=損害共済金（1,000万円）
（2,000万円）

●総合共済加入が4,000万円まで拡大

1棟当たりの加入金額が、4,000万円まで加入できるようになりました。また、火災共済と総合共済の両方加入する場合は、1棟当たり最高1億円（火災6,000万円、総合4,000万円）まで加入できます。

突然やってくる自然災害にも
満額加入で安心!!



●特別費用共済金の対象事故を拡大

加入する建物が80%以上の損害を受けた場合に、共済金に上乗せしてお支払いする特別費用共済金の対象事故が、総合共済では「火災」に加え、「風災」「雪災」「ひょう災」「水災」も対象となりました。

※地震、噴火、津波は除きます。

費用共済金のお支払い（基本契約）

下記の費用共済金は基本契約に含まれています。

共済金のお支払いの際には、各種費用共済金を加算してお支払いします。

費用共済金の種類		火災共済	総合共済
水道管凍結修理費用共済金（新設） 	共済目的である建物の専用水道管の凍結により生じた破損に伴う当該専用水道管の復旧に要する費用をお支払いします。 （1事故につき10万円が限度です）	○	○
残存物取片付け費用共済金 	取り壊し費用、取片付け清掃費用及び搬出費用に対してお支払いします。 （実費または 損害共済金の10% が限度です）	○	○ 地震は除く
特別費用共済金 	損害割合が80%以上になったとき 加入金額の10% をお支払いします。 （1棟200万円が限度です）	○	○ 地震は除く

内容が充実しました！

手厚い補償への特約が充実

●小損害実損てん補特約を導入

損害額が30万円以下の事故の場合は、その全額を補てんする小損害実損てん補特約を導入しました。この特約は火災共済、総合共済の加入合計金額が1,000万円以上の契約で、いずれかに付帯できます。(同一物件、同一責任期間)

※火災共済では810円、総合共済では2,200円が別途、共済掛金として必要になります。

共済金支払例
(総合共済の場合)

再取得価額2,000万円 加入金額1,000万円
風害で損害額が25万円の被害を受けた場合

特約を付帯しない場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{損害額} \\ (25\text{万円}) \end{array} - \begin{array}{l} \text{共済価額の5\%に相当} \\ \text{する額又は10,000円} \\ \text{のいずれか低い方} \\ (1\text{万円}) \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} (1,000\text{万円}) \\ \text{加入金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{再取得価額} \\ (2,000\text{万円}) \end{array}} = \begin{array}{l} \text{損害共済金} \\ (12\text{万円}) \end{array}$$

特約を付帯した場合

$$\begin{array}{l} \text{損害額} \\ (25\text{万円}) \end{array} = \begin{array}{l} \text{損害共済金(実損害額)} \\ (25\text{万円}) \end{array}$$

総合共済(自然災害の場合は1万円を超えた被害から。但し、地震の場合は除きます)

●臨時費用共済金の給付割合が最高30%に拡大(選択制)

損害共済金に加算される臨時費用共済金の給付割合が最高30%になり、10%、20%、30%(上限250万円)から選択できます。

※注：臨時費用担保特約に加入される場合、掛金表が異なります。給付割合を検討される場合は、当組合までご連絡下さい。地震等事故については、支払対象外になります。

費用共済金の種類		火災共済	総合共済
損害防止費用共済金 	損害の防止・軽減のために要した費用があったときにお支払いします。(実費が限度です) $\text{損害防止軽減費用の額} \times \frac{\text{加入金額}}{\text{再取得価額} \times 80\%}$		 自然災害は除く
地震火災費用共済金 ※火災共済に限りません。 	地震を原因とする火災が生じ、半焼以上のとき 加入金額の5% をお支払いします。		主契約で担保
失火見舞費用共済金 	火災等により、第三者の所有物について損害(煙または臭気付着による損害を除く)が生じたときに、見舞金などの費用に対してお支払いします。 被災世帯数×50万円 (1事故につき加入金額の20%が限度です)		 自然災害は除く

建物

加入の目安 建物の再取得価額(新築価額)いっぱいのご加入を!

現在お持ちの家を、建て直した場合の新築価額までご加入できます。もちろん事故があった場合も、**新築価額で補償**します。

●1坪(3.3㎡)当たり単価の目安

住宅(一般造)	農作業場・車庫等	土蔵	集会場・事務所	アパート	神社・寺院
55万円～ 65万円	18万円～ 35万円	70万円～ 90万円	50万円～ 75万円	50万円～ 75万円	200万円～ 600万円

例えば
住宅延面積
60坪(198㎡)

坪単価
60万円

×

延坪数
60坪

=

再取得価額
3,600万円

建物再取得価額の目安を参考に の中に数字を入れて算出してみましょう。

建物

建物の坪単価	×	延坪数	=	建物再取得価額
万円		坪		万円

※エアコン、トイレ、ボイラーなどは建物の付属設備です。

家具類再取得価額の目安

価額の単位: 万円

住宅延面積 上:世帯人数 下:うち大人人数	单身	2人		3人			4人				5人以上			
	—	1人	2人	1人	2人	3人	1人	2人	3人	4人	2人以下	3人	4人	5人
20坪未満 (66㎡未満)	860	930	1,030	960	1,060	1,310	1,070	1,100	1,460	1,590	1,170	1,500	1,700	1,870
20坪以上40坪未満 (66㎡以上132㎡未満)	920	990	1,230	1,080	1,250	1,490	1,130	1,270	1,600	1,830	1,360	1,740	1,940	2,080
40坪以上70坪未満 (132㎡以上231㎡未満)	1,120	1,190	1,340	1,260	1,410	1,730	1,330	1,480	1,840	2,020	1,550	1,940	2,160	2,370
70坪以上 (231㎡以上)	1,340	1,410	1,590	1,470	1,660	1,940	1,540	1,730	2,040	2,220	1,790	2,150	2,330	2,560

大人(18歳以上で、学生は除きます)の人数が5人を超える場合は大人1人につき220万円を加算して下さい

大切な家具類(テレビ・パソコン・電話など)も一緒に加入しましょう。

家具類再取得価額の目安を参考に の中に数字を入れてみましょう。

家具類

住宅延面積	→	世帯人数	=	家具類再取得価額
坪(㎡)		人		万円
		うち大人人数		
		人		

落雷事故が多発しています。



※テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電話機、パソコンなどは家具類となります。

建物共済のご加入にあたって必ずお読みください

〈金融商品販売法等に基づく重要事項の説明〉

この説明書は、建物共済へのご加入にあたりあらかじめご承知いただきたい重要事項を示したものです。この説明書でわかりにくい点、また、詳細については「共済約款」をご覧ください。富山県農業共済組合（以下「組合」といいます。）に問い合わせをお願いします。

1. 加入申し込みと契約の成立について

建物共済の契約は、ご加入される方が建物共済加入申込書に記載の重要事項を確認し告知事項をご記入・押印して組合に申し込み、組合がその申し込みを受諾したときに成立し、掛金を組合に納められた日の午後4時から責任を開始します。（継続の加入の場合は「加入申込書」の責任開始日午後4時となり、これ以降に掛金の納入があった場合は、その日の午後4時からになります。）

加入申込書には事実をありのまま、正確にご記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なる場合は、契約の解除や共済金を支払えなくなる場合があります。また、提出後、記入内容の誤りにお気づきのときはすみやかに組合にご連絡をお願いします。

2. 共済金の算定について

共済金は、損害の額を基に建物・家具類・農機具（以下「建物等」といいます。）の評価額に対する共済金額（地震等の事故の場合は50%を乗じます。）の割合に比例して算定します。そのため、建物等の価額一杯までのご加入をお勧めします。

3. 共済金の分担について

ご加入された建物等に補償内容を同じくする他の共済・保険契約があり、それぞれのご契約に基づく支払額の合計が「共済約款」に定める支払限度額を超えるときは、「共済約款」に定める方法により共済金を分担してお支払いします。

4. 損害防止及び事故発生の通知について

ご加入された建物等には通常すべき管理と損害防止を行うとともに、事故発生の際は損害の防止又は軽減に努めてください。また、当該建物等に損害が発生したときはすみやかに、組合に事故発生の通知をお願いします。

5. 共済金を支払えない場合について

ご契約期間中に発生した事故であっても、次のような理由による損害には共済金をお支払いできない場合があります。

- (1) 加入者及び加入者以外の方が共済金を受け取るべき者の故意・重大な過失・法令違反
- (2) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意
- (3) 建物等が本来持っている性質・欠陥及び事故発生の際の紛失・盗難
- (4) 加入者の損害発生通知の怠り及び故意・重大な過失による事実と反する通知
- (5) 損害調査等に必要書類の偽造・変造、調査の妨害及び支払請求手続きを3年間怠ったとき
- (6) 加入者が必要な追加共済掛金の支払いを怠ったとき
- (7) 「通知義務」、「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除したとき

6. 契約期間中の異動通知について

ご契約期間中に加入申し込みの時と異なる、次のような事実が発生した場合には、すみやかに組合に連絡をお願いします。加入者がこの通知を怠ったときは、共済金を支払えなくなったり、契約を解除・失効する場合がありますのでご留意をお願いします。

- (1) 補償内容を同じくする他の共済・保険に加入したとき
- (2) 譲渡、移転、解体、増改築、用途・構造の変更及び15日以上にわたって修繕するとき
- (3) 危険の著しい増加及び建物を30日以上空家・無人にするとき

7. その他の重要事項について

組合は行政庁（国・県）の指導のもと、事業の健全な運営に努めています。財政状況によっては共済金の支払額が削減されることがありますが、全国農業共済組合連合会と保険契約を結び危険分散を図るなど、加入者の保護措置を講じています。

〈個人情報保護法に基づく個人情報の取り扱いについて〉

- ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た個人情報（以下「個人情報」といいます。）については、組合が引受の判断、共済金の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」といいます。）します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済事業の案内等に必要範囲で利用することがあります。
- 組合は、全国農業共済組合連合会（以下「全国連」といいます）と、保険契約を結び、全国連は全国農業協同組合連合会（以下「JA共済連」といいます）へ再保険に付しているため、全国連、JA共済連に個人情報を提供することがあります。
- 法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合や再保険契約のために必要な場合に限り、必要範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

一般造

火災共済 6.9円
1万円当たり掛金
総合共済 23.5円
1万円当たり掛金



木造で外壁が木板張または合成樹脂板張のもの。



木造で外壁がモルタル塗、防火サイディング、漆喰壁のもの。(鉄骨造で耐火に該当しないもの。)

耐火造 B

火災共済 4.3円
1万円当たり掛金
総合共済 21.5円
1万円当たり掛金



鉄骨造で外壁のすべてが防火サイディング、コンクリート、レンガ、石張など不燃材料または、準不燃材料のもの。

耐火造 A

火災共済 2.4円
1万円当たり掛金
総合共済 20.0円
1万円当たり掛金



コンクリート造または耐火被覆鉄骨で外壁、屋根のすべてが不燃材料のもの。

●建物共済掛金表(1年間の掛金です)

構造、種類別 物件別		構造区分	火災共済(6,000万円まで)				総合共済(4,000万円まで)			
			基本契約 (損害共済金+費用共済金)				基本契約 (損害共済金+費用共済金)		損害共済金のみ	
			1,000万円	2,000万円	4,000万円	6,000万円	1,000万円	4,000万円	1,000万円	4,000万円
普通物件	住宅・アパート 納屋・物置・土蔵 農作業場 集会場(100坪以内) など	一般造	6,900円	13,800円	27,600円	41,400円	23,500円	94,000円	21,800円	87,200円
		耐火造B	4,300円	8,600円	17,200円	25,800円	21,500円	86,000円	20,100円	80,400円
		耐火造A	2,400円	4,800円	9,600円	14,400円	20,000円	80,000円	18,800円	75,200円
特殊物件	一般	一般造	11,600円	23,200円	46,400円	69,600円	27,100円	108,400円	25,000円	100,000円
		耐火造B	6,500円	13,000円	26,000円	39,000円	23,200円	92,800円	21,600円	86,400円
		耐火造A	2,600円	5,200円	10,400円	15,600円	20,200円	80,800円	19,000円	76,000円
	割増	一般造	30,600円	61,200円	122,400円	183,600円	41,700円	166,800円	37,500円	150,000円
		耐火造B	14,500円	29,000円	58,000円	87,000円	29,300円	117,200円	26,800円	107,200円
		耐火造A	4,600円	9,200円	18,400円	27,600円	21,700円	86,800円	20,300円	81,200円

※特殊物件割増には、加入金額制限を適用する物件があります。 ※火災共済、総合共済合わせてご加入される場合の加入限度額は1億円です。

加入について

農業保険法の定めによる富山県農業共済組合員(所定の住所要件と業務要件を満たす農家)や収入保険制度に加入の方、農業に従事するみなさんが加入出来ます。

加入の申し込み・お問い合わせ



富山県農業共済組合

富山市安養寺340-1
TEL:076(461)5333
FAX:076(461)5334

<http://www.nosai-toyama.or.jp>

新川地域農業共済センター	入善町青木1385-1	TEL.0765(72)0377
新川農業共済事務所	上市町湯上野72	TEL.076(472)0577
富山地域農業共済センター	富山市安養寺340-1	TEL.076(429)5006
高岡地域農業共済センター	高岡市北島325-2	TEL.0766(28)0200
砺波地域農業共済センター	砺波市豊町2-11-14	TEL.0763(32)2277